



発行 新潟県
第 34 号
 平成28年5月6日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 588 産業立地促進地域の指定 (産業立地課)
- 589 保安林の指定予定の変更 (治山課)
- 590 土地改良区連合役員の就任届 (農地計画課)
- 591 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 592 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 593 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 594 基本測量の終了通知 (監理課)
- 595 建設業法による営業の停止 (監理課)
- 596 公共測量の終了 (監理課)
- 597 道路の区域変更 (道路管理課)
- 598 道路の供用開始 (道路管理課)
- 599 道路の区域変更 (道路管理課)
- 600 道路の供用開始 (道路管理課)
- 601 道路の区域変更 (道路管理課)
- 602 道路の供用開始 (道路管理課)
- 603 道路の区域変更 (道路管理課)
- 604 道路の供用開始 (道路管理課)
- 605 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

公 告

公募型プロポーザルの実施 (高齢福祉保健課)

病院局告示

- 4 平成28年度 公金の収納事務の委託 (病院局業務課)

告 示

◎新潟県告示第588号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例 (平成15年新潟県条例第23号) 第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
中央卸市場周辺流通団地	新潟市江南区丸山ノ内善之丞組字 浦郷の一部 新潟市江南区茗荷谷字西囲の一部	平成28年4月21日

◎新潟県告示第589号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、保安林予定森林 (平成27年2月20

日新潟県告示第181号)を次のとおり変更する旨の通知があった。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更後の保安林予定森林の所在場所

新潟県岩船郡関川村大字山本100の1、107、109から115まで、116の1、116の3、189、190、192から198まで、200、202の1、203の1、203の2、206の1、207の1、208、209の1、210の1、212の1、214、215の1、217の1、218の1、218の2、220、222の1、223、225、236、239の2、302の1、303から308まで、310から315まで、317の1、319の1、320、353、414、415、417、418、420、421、424、425、428、429、431から437まで、438の2、439、440、441の3から441の5まで、446から448まで、449の2、450、452の1、452の2、453から460まで、462、464から470まで、1125の1から1125の3まで、1126、1191から1195まで、1197から1241まで、1244、1256、字六郎沢471から474まで、474の1、475から478まで、478の1、479、480、480の2、481から486まで、486の2から486の4まで、487から491まで、492の1、492の5、494、495の1、498の2、499、500、500の2、502の1、502の2、503の1、504の1、506の2、507の1、507の2、508、511、511の2、513から515まで、517、517の2、518から522まで、522の2、523、524、524の2、525、526、529の1、530、531、533の2、534、536の1、538、538の2、538の5、539、541の1、541の2、541の6、542、545、547、549、550の3、551、552、553の1、555、556、558から560まで、563、566の1、567の2、571、572の2、572の3、字ヲソノ沢669、670、683の1、683の2、687

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第590号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年5月6日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 新発田市 島潟1249番地2

澁谷 幸男

監事 新発田市 金谷150番地

荒井 清

就任年月日 平成28年4月8日

◎新潟県告示第591号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を平成28年4月22日認可した。

平成28年5月6日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第592号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を平成28年4月22日認可した。

平成28年5月6日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を平成28年4月21日認可した。

平成28年5月6日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第594号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

◎新潟県告示第595号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成28年4月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 ミツワ興業株式会社 代表取締役 吉原 博
- 3 主たる営業所の所在地 長岡市下条町字清水田1188
- 4 許可番号 新潟県知事（般-24）第6272号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けるもの
 - (注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。
 - (注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
 - (注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。
 - (注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 停止を命ずる期間 平成28年5月6日から平成28年5月8日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実
平成25年7月29日、新潟市中央区旭町通1番町754番地所在の新潟大学医歯学総合病院外来棟等とりこわし
その他工事現場において、移動式クレーンのフックに玉掛けをしてつり上げた鋼矢板を仮置き場に移動させる
作業を行っていたところ、玉掛けが外れて鋼矢板が落下し、労働者が下敷きとなり死亡する事故が発生した。
この件について、危険を防止するための措置を講じなかったとして、平成28年1月18日新潟簡易裁判所から
ミツワ興業株式会社及び同社従業員が労働安全衛生法違反、同社従業員が業務上過失致死により、それぞれ罰
金40万円の略式命令を受け、その刑が確定している。
このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。

◎新潟県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、阿賀野市長から次の
とおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成27年4月7日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 阿賀野市全域

◎新潟県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町岡田字前梯子764番1から	新	3.6～14.0メートル	340.9メートル
同市高柳町岡田字大坪658番1まで	旧	3.6～10.0メートル	340.9メートル

◎新潟県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 野田高柳線
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町岡田字前梯子764番1から同市高柳町岡田字大坪658番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月6日

◎新潟県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市鷺崎字大津 1815 番 1 から	新	14.8～39.4メートル	63.3メートル
同市鷺崎字大津1828番まで	旧	14.8～36.2メートル	63.3メートル

◎新潟県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市鷲崎字大津1815番1から同市鷲崎字大津1828番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月6日

◎新潟県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市大小字南山918番1から	新	8.0～16.0メートル	132.1メートル
同市大小字大下665番4まで	旧	6.6～12.8メートル	132.1メートル

◎新潟県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市大小字南山918番1から同市大小字大下665番4まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月6日

◎新潟県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市田切須字諏訪275番1から	新	6.7～13.1メートル	96.1メートル

同市田切須字道端524番1まで	旧	6.7～13.0メートル	96.1メートル
-----------------	---	--------------	----------

◎新潟県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市田切須字諏訪275番1から同市田切須字道端524番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月6日

◎新潟県告示第605号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 加茂都市計画公園（加茂市決定）
 - ・名称 5・5・2号 若宮公園
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について（公告）

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 提案内容
 敬老事業における記念品
 詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。
- 2 参加者に求める資格
 本件に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
 - (1) 新潟県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
 - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
 - (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する

暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 平成28年5月20日(金)午後5時15分
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 平成28年5月31日(火)午後5時15分(必着)
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

6 提案書の審査

- (1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。
審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成28年5月6日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 委託する事務

各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務

2 受託者の所在地及び名称

新潟市中央区米山2丁目5番地1

株式会社BSNアイネット

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで